著作権法改正に関する要望事項

(経済産業省)

要望事項	書籍・雑誌等の貸与に係る暫定措置の廃止
要望の趣旨	著作権法に貸与権を導入した際に、暫定措置として 書籍・雑誌の貸与に貸与権の適用を認めないとしてい る経過措置の規定を削除する。
改正条項	附則第4条の2
改正内容	附則第4条の2を削除する。 (参考)附則第4条の2 新法第26条の3の規程は、書籍、雑誌の貸与による場合 には、当分の間、適用しない。
改正を必要とする理由	(1) 部の (1) の (1)
	貸与権が著作権法導入された昭和 59 年の法改正の

際には、書籍・雑誌に関して暫定措置を設けた理由として、

貸本業による貸与が長い歴史を持ち、その間自由に 行われていた。

貸本によって新刊書の販売に不利益な影響を与えるような実態が軽微であったこと。

仮に貸与権を与えても集中権利処理体制が未整備で 行われていた。

との点が指摘されているが、その後時間の経過を経て、 それぞれにつき事情変更が生じたと認められる。

に関して

零細な規模の伝統的な貸本事業者との関係については、今春以降、日本雑誌協会・日本書籍出版協会を始めとして、書籍・雑誌に係る権利者サイドと、全国貸本組合連合会との間で協議により、暫定措置の廃止の方向性についてにより合意が形成されつつある。

に関して

上述のとおり、定価の 10 分の 1 程度の低廉な貸出価格によるレンタル業者の出現より、新刊出版社は売り上減少という問題に直面している。

また、レンタルが行われる作品はこれまでマンガ・コミックであったが、最近は、児童書や流行・人気書などの文字書籍、写真誌など、レンタルの対象が急速に広がっている。

に関して

日本雑誌協会、日本書籍出版協会、日本出版取次協会、日本書店商業組合連合会など書籍・出版事業者を中核として、書籍・雑誌に関する権利の集中処理機構の設立に向けた具体的な検討に入っている。

要望事項に係るこれまでの取り組み 状況

【関係団体の取り組み】

- 日本雑誌協会と日本書籍出版協会合同による「貸与 ビジネス検討専門委員会」を立ち上げて著作権者の 団体(21世紀のコミック作家の著作権を考える会) と連携して集中的に検討審議
- 旧来のいわゆる「貸本屋」業の全国貸本組合連合会 と合意を目指した話し合いを開始
- 新規のレンタル(貸与)業者との話し合いを開始
- レンタル(貸与)に係わるデータ収集と分析のため、 千葉県にレンタル実証実験店舗の設置
- 権利者間の意見調整の場として、著作権者関係団体 を広く含めた関係各団体による「連絡協議会」の設 置へ向けた準備会の開催を実施
- 出版界独自の集中権利処理機構設置に向けた検討開 始

その他 (関係団体の名称 等)

社団法人 日本出版取次協会 日本書店商業組合連合会 21 世紀のコミック作家の著作権を考える会 社団法人 日本雑誌協会 社団法人 日本書籍出版協会

担当者氏名・役職 連絡先

経済産業政策局知的財産政策室(03-3501-3752) 調整一係長 中村良子